

指定申請等手数料について

平成 28 年 3 月

沼津市では、受益者負担の考えから、平成 28 年 4 月 1 日より、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定及び指定の更新について、申請に係る審査に要する費用を負担していただくため、沼津市手数料条例の一部を改正し、手数料を徴収することになりました。

1. 手数料の額

事業の種類	新規指定申請	指定更新申請
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス)	20,000 円	10,000 円
地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	30,000 円	15,000 円
地域密着型介護予防サービス	15,000 円	8,000 円
介護予防支援	15,000 円	8,000 円

- (注) 1 上記の手数料は、複数のサービスを同時に申請した場合でも、1サービスごとに納付する必要があります。
- 2 みなし指定などについては、手数料を納付する必要はありません。
- 3 変更届・加算届などについては、手数料を納付する必要はありません。

2. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日に申請を受け付けるものから、手数料の納付が必要となります。

3. 納付方法

指定申請時、指定更新申請時に納付書をお渡ししますので、所定の金融機関で納付してください。

4. その他

○この手数料は、申請の審査に係る手数料のため、審査の結果、新規指定、指定の更新ができない場合でも手数料は返還しません。

○指定の更新の申請の受付は、原則としておおむね 2 か月前からとなります。